



県 章

滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)
3 月 22 日
第 2311 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
解除予定保安林の通知 (森林保全課)	263
道路の供用開始 (道路課)	264
卸売業務の許可を受けた者の営業譲渡の認可 (農産流通課)	264
卸売業務の廃止の届出 (農産流通課)	264
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定 (住宅課)	264
○ 公 告	
貸金業者の登録取消し公告 (商工観光政策課)	265
県営土地改良事業計画決定公告 (耕地課)	265
道路の位置の指定公告 (住宅課)	265
○ 公 安 委 員 会 規 則	
滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)	266

告 示

滋賀県告示 第 145 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 29 条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 解除に係る保安林の所在場所 草津市野路町字狸山 1869 - 4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

滋賀県告示 第 146 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 29 条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 解除に係る保安林の所在場所 草津市笠山七丁目字新池 93 - 2、95 - 2、105 - 7、105 - 13、105 - 14
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

滋賀県告示 第 147 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 29 条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 解除に係る保安林の所在場所 草津市笠山七丁目字新池 95 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および草津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 148 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 16 年 3 月 22 日から平成 16 年 4 月 5 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道安曇川高島線	高島郡安曇川町大字田中字花ノ木 4131 番 1 地 先から 高島郡安曇川町大字田中字中清水 4278 番 3 地 先まで	平成 16. 3. 22	L = 450.0 m

滋賀県告示 第 149 号

滋賀県卸売市場法施行条例 (昭和 46 年 滋賀県条例 第 55 号) 第 9 条 第 1 項の規定に基づき、次のとおり営業譲渡を認可したので公表する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

受け渡しの別	住所または所在地	氏名または名称	取扱品目	卸売業務を行う卸売市場
譲受人	長浜市田村町 1234 番地	株式会社北びわこ水産	水産物	長浜地方卸売市場
譲渡人	長浜市田村町 1234 番地	株式会社魚市	水産物	長浜地方卸売市場
		株式会社長浜水産		

滋賀県告示 第 150 号

滋賀県卸売市場法施行条例 (昭和 46 年 滋賀県条例 第 55 号) 第 8 条の規定に基づき、卸売市場法 (昭和 46 年法律 第 35 号) 第 58 条 第 1 項に規定する卸売業務の許可を受けた者のうち次の者から卸売業務の廃止の届出があった。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

住 所 ま た は 所 在 地	氏 名 ま た は 名 称	取 扱 品 目	卸売業務を行う卸売市場
長浜市田村町 1234 番地	株式会社魚市	水産物	長浜地方卸売市場
長浜市田村町 1234 番地	株式会社長浜水産	水産物	長浜地方卸売市場

滋賀県告示 第 151 号

建築基準法 (昭和 25 年法律 第 201 号) 第 77 条の 21 の指定確認検査機関として、次の者を指定した。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 名称および住所 財団法人滋賀県建築住宅センター 草津市草津三丁目 13 番 25 号
- 2 指定の区分 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令 (平成 11 年 建設省令 第 13 号) 第 15 条各号に掲げるもの
- 3 業務区域 滋賀県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
主たる事務所 草津市草津三丁目 13 番 25 号
従たる事務所 彦根市船町 6 - 28

公 告

貸金業者の登録取消し公告

貸金業の規制等に関する法律 (昭和 58 年 法律 第 32 号) 第 37 条 第 1 項の規定に基づき次の貸金業者の登録を平成 16 年 3 月 22 日に取り消したので、同法 第 41 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 商号または名称 英晋産業株式会社
- 2 代表者の氏名 内海健一
- 3 住所 大津市国分二丁目 2 番 28 号
- 4 登録番号 滋賀県知事 (5) 第 00451 号
- 5 登録年月日 平成 13 年 5 月 8 日

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 87 条 第 1 項の規定に基づき、県営富之尾地区ため池等整備事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条 第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を一般の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 縦覧に供する書類 ため池等整備事業に係る県営富之尾地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東地域振興局環境農政部田園整備課および多賀町役場
- 3 縦覧期間 平成 16 年 3 月 22 日から平成 16 年 4 月 11 日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に文書で異議申立てをすることができる。

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部住宅課および滋賀県湖西地域振興局建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
高島郡新旭町大字旭字高畑 464 - 1、478 - 1	高島郡新旭町大字藁園 1193 旭商事 金田熙一	76.19	6.00	2

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 22 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

滋賀県公安委員会規則 第 3 号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則 (昭和 53 年 滋賀県公安委員会規則 第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(自動車の積載物の高さの制限)

第 11 条の 2 令第 22 条第 3 号ハの規定により公安委員会が定める自動車は、別表第 1 に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの規定により公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

第 29 条第 1 項第 3 号イ中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同項第 4 号イ中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同項第 6 号および第 7 号ウ (ウ) 中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 を別表第 2 とし、付則の次に次の 1 表を加える。
別表第 1 (第 11 条の 2 関係)

路 線 名	区 間
中央自動車道 (西宮線)	坂田郡山東町大字長久寺 10 番地の 1 地先から大津市追分町 11 番地の 1 地先まで
北陸自動車道	伊香郡余呉町大字椿坂字中長 674 番地先から坂田郡米原町大字三吉字広谷 877 番 9 地先まで
京滋バイパス	大津市瀬田神領町青江 61 番 13 地先から大津市石山内畑町字蜷郷 429 番地先まで
国道 1 号	甲賀郡土山町大字山中字曾利野 4 番地先から栗東市上鉤字中教田 163 番 10 地先まで
国道 1 号	草津市東草津二丁目 583 番 2 地先から草津市東草津四丁目字東鐘突 678 番 1 地先まで
国道 1 号	草津市野路町字西浦 999 番 2 地先から大津市横木一丁目 757 番 1 地先まで
国道 1 号	草津市東草津四丁目字東鐘突 678 番 1 地先から大津市石山寺三丁目字寺津 489 番 1 地先まで
国道 1 号	甲賀郡甲西町大字朝国字南山 7 番 3 地先から甲賀郡甲西町大字岩根字徳行 4487 番 1 地先まで
国道 8 号	伊香郡西浅井町大字沓掛字本茶屋 1217 番地先から栗東市手原字高畑 309 番地 21 地先まで
国道 21 号	坂田郡山東町大字長久寺字向山 2 番地先から坂田郡近江町大字西門寺字丸山 534 番 1 地先まで
国道 161 号	高島郡マキノ町大字野口字稲葉 489 番地先から大津市逢坂一丁目 368 番地先まで
国道 306 号	彦根市原町字平野 644 番 1 地先から彦根市外町 234 番 1 地先まで
国道 307 号	犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏 803 番 2 地先から甲賀郡水口町大字水口字岡ノ後 377 番地先まで

国道 365 号	伊香郡高月町大字落川字下川原 209 番 1 地先から坂田郡伊吹町大字藤川字深洞 1780 番 1 地先まで
国道 421 号	神崎郡永源寺町大字山上字久保田 329 番 1 地先から近江八幡市友定町字久保 475 番 1 地先まで
国道 477 号	蒲生郡日野町大字河原字小中井 566 番地先から蒲生郡日野町大字松尾字菰塚 922 番 1 地先まで
国道 477 号	蒲生郡竜王町大字山之上字菖蒲谷 2980 番 5 地先から蒲生郡竜王町大字西横関字碓ヶ元 306 番地先まで
県道大津能登川長浜線	神崎郡能登川町大字今字川原 1493 番 2 地先から彦根市彦富町字アシ原 1007 番 2 地先まで
県道大津能登川長浜線	彦根市城町二丁目 116 番地先から長浜市公園町字葎立場 516 番 14 地先まで
県道大津能登川長浜線	草津市岡本町字澤口 261 番 7 地先から草津市草津二丁目字寺田 583 番 2 地先まで
県道彦根八日市甲西線	蒲生郡竜王町大字山之上字長谷 2980 番 5 地先から甲賀郡甲西町大字朝国字山ノ鼻 406 番 1 地先まで
県道大津草津線	草津市矢橋町字間田 140 番 1 地先から草津市野路一丁目字三ヶ林 1 番 1 地先まで
県道山東一色線	坂田郡山東町大字間田字栗林 644 番 2 地先から坂田郡山東町大字市場字小原野 429 番 1 地先まで
県道愛知川彦根線	彦根市彦富町字アシ原 1007 番 2 地先から彦根市柳川町字後池 167 番 1 地先まで
県道甲賀土山線	甲賀郡土山町大字頓宮字上大道 219 番地先から甲賀郡甲賀町大字鳥居野字中山谷 89 番 3 地先まで
県道彦根近江八幡線	彦根市長曾根町字田中 22 番 3 地先から近江八幡市中之庄町字とうため 639 番 1 地先まで
県道大津守山近江八幡線	草津市矢橋町字大將軍 1853 番 2 地先から草津市志那中町字二ノ町 16 番 1 地先まで
県道大津守山近江八幡線	近江八幡市南津田 2945 番 2 地先から近江八幡市中之庄町字とうため 639 番 1 地先まで
県道野洲甲西線	甲賀郡甲西町大字菩提寺字東出 1303 番地先から甲賀郡甲西町大字岩根字出水 4440 番 1 地先まで
県道栗東志那中線	栗東市上鉤字中教田 161 番地先から草津市志那中町字二ノ町 16 番 1 地先まで
県道中山東上坂線	長浜市川崎町字阪田町 279 番 1 地先から長浜市東上坂町字呉竹 218 番 1 地先まで
県道草津守山線	草津市矢橋町字大將軍 1853 番 2 地先から草津市矢橋町字間田 140 番 1 地先まで
県道平野草津線	大津市上田上平野町字大塚 506 番 5 地先から草津市野路町字玉水 1151 番地先まで

県道木之本長浜線	伊香郡木之本町大字大音字大縄 100 番 4 地先から伊香郡木之本町大字西山字滝安 87 番 1 地先まで
県道木之本長浜線	伊香郡高月町大字東柳野字北タウトウキ 1720 番地先から東浅井郡びわ町大字曾根字名古屋 1200 番 1 地先まで
県道栗見八日市線	神崎郡五個荘町大字築瀬字川原 11 番 3 地先から八日市市建部日吉町 633 番地先まで
県道大津インター線	大津市朝日が丘一丁目字大谷 922 番 1 地先から大津市朝日が丘一丁目字月見坂 921 番 7 地先まで
県道八日市蒲生線	八日市市林田町字北池 1474 番 1 地先から八日市市大森町字池谷 864 番 3 地先まで
県道相谷原柚線	神崎郡永源寺町大字山上字門川 438 番地先から神崎郡永源寺町大字山上字久保田 329 番 1 地先まで
県道賀田山安食西線	彦根市賀田山町字大山 489 番 1 地先から犬上郡豊郷町大字安食西字坂詰 1468 番地先まで
県道多賀高宮線	彦根市高宮町字北切 2748 番 5 地先から彦根市高宮町字中ノ倉 666 番 2 地先まで
県道祇園八幡中山線	長浜市祇園町字十四 300 番地先から長浜市八幡中山町 1202 番 5 地先まで
県道西阿閉東物部線	伊香郡高月町大字東柳野字北タウトウキ 1720 番地先から伊香郡高月町大字東物部字コリ竹 129 番 1 地先まで
県道東野虎姫線	東浅井郡浅井町大字内保字大池 85 番 5 地先から東浅井郡浅井町大字内保字七反畑 2430 番 3 地先まで
県道上山田八日市線	東浅井郡湖北町大字丁野字池ノ尾 2396 番 2 地先から東浅井郡湖北町大字丁野字五人割 2222 番 1 地先まで
県道伊部近江線	長浜市国友町字六之町 1254 番 2 地先から長浜市山階町字横枕町 282 番 1 地先まで
県道彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目字大黒 31 番 1 地先から彦根市船町 56 番 5 地先まで
県道彦根城線	彦根市古沢町字沢町 214 番地先から彦根市船町 56 番 5 地先まで
県道彦根環状線	彦根市高宮町字遊行塚横田 1613 番 3 地先から彦根市高宮町字樋ノ辻 1550 番 1 地先まで
県道近江八幡大津線	近江八幡市南津田 2945 番 2 地先から大津市瀬田一丁目字大前 2250 番 2 地先まで
大津市道幹 1062 号線	大津市瀬田一丁目字丈前 2270 番地先から大津市瀬田一丁目字丈前 2239 番 4 地先まで
彦根市道高宮町大北東口線	彦根市高宮町字勘定ノ木 1196 番 3 地先から彦根市高宮町字袂 181 番 5 地先まで
彦根市道高宮多賀線	彦根市高宮町字北切 2748 番 3 地先から彦根市高宮町字森 2728 番 1 地先まで
長浜市道西上坂南北 8 号線	長浜市西上坂町字四丁町 331 番地先から長浜市西上坂町字榎木堺 1018 番 1 地先まで

近江八幡市道西宿武佐線	近江八幡市西宿町字紺屋田 213 番 4 地先から近江八幡市西宿町字中島 32 番 1 地先まで
近江八幡市道西宿長福寺線	近江八幡市西宿町字中島 34 番 1 地先から近江八幡市長光寺町字瓜町 417 番 1 地先まで
甲西町道高樋線	甲賀郡甲西町大字柑子袋字高樋 528 番地の 1 地先から甲賀郡甲西町大字柑子袋字高樋 507 番地の 1 地先まで
甲西町道日枝町 103 の 1 の 2 号線	甲賀郡甲西町日枝町 4 番地の 20 地先から甲賀郡甲西町日枝町 4 番地の 20 地先まで
甲西町道高松町 106 号線	甲賀郡甲西町高松町 1 番地の 4 地先から甲賀郡甲西町高松町 5 番地の 2 地先まで
甲西町道高松町 107 号線	甲賀郡甲西町高松町 5 番地の 2 地先から甲賀郡甲西町高松町 4 番地の 3 地先まで
甲賀町道工業団地第 1 号線	甲賀郡甲賀町大字鳥居野字中山谷 121 番 9 地先から甲賀郡甲賀町大字鳥居野字中山谷 121 番 3 地先まで
永源寺町道石谷如来線	神崎郡永源寺町大字石谷字松原 519 番地先から神崎郡永源寺町大字石谷字北之瀬 1213 番地先まで
湖東町道小八木祇園西浦線	愛知郡湖東町大字祇園字北西浦 199 番 1 地先から愛知郡湖東町大字祇園字北西浦 168 番 2 地先まで
豊郷町道金面道線	犬上郡豊郷町大字安食西字小林 973 番 2 地先から犬上郡豊郷町大字安食西字北金面 45 番 1 地先まで
多賀町道敏満寺高宮線	犬上郡多賀町大字敏満寺字天井 931 番 4 地先から犬上郡多賀町大字猿木字常野 31 番 1 地先まで
多賀町道猿木樋掛保之町線	犬上郡多賀町大字猿木字常野 31 番 1 地先から犬上郡多賀町大字猿木字森 66 番 1 地先まで
高月町道長本八百田線	伊香郡高月町大字高月字長本 1627 番 4 地先から伊香郡高月町大字高月字八百田 2005 番 6 地先まで
高月町道東川原八百田線	伊香郡高月町大字高月字八百田 2005 番 6 地先から伊香郡高月町大字森本字宮市 116 番 2 地先まで

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の滋賀県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表第 1 に掲げる道路を通行した自動車についての新細則 第 11 条の 2 の適用については、同条中「4. 1メートル」とあるのは、従前のとおり「3. 8メートル」とする。

